

令和7年12月募集 市営住宅

# 募集案内

市営住宅にあき家（空室）が発生したため、募集を行います。

## 募集する住宅

市営中央住宅（中央2-49-1） 1戸  
市営三ツ木住宅（三ツ木5-32-1） 1戸

## 募集期間

令和7年  
12月1日（月）～12月12日（金）

## 申込方法

郵送による ※申込期間中の消印があるものに限る。

## 問合せ先

武蔵村山市 都市整備部 都市計画課 開発・住宅係

TEL 042-565-1111（内線278）

開庁時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

# 目 次

	ページ
○ 申込から入居まで	3
○ 申込資格	4
○ 申込みに当たっての注意	5
○ 所得関係	6
所得金額の確認方法	7
所得計算の方法	8
特別控除	10
特別区分	11
○ 募集住宅の概要	12
○ 記入例	14
申込書記入例	14
はがき記入例	16
○ 申込書の送付方法	16

# ○ 申込から入居まで

## 申込期間

12月1日(月)～12月12日(金)

郵送：12日までの消印有効

## 抽せん番号通知

12月下旬予定

## 公開抽せん

令和8年1月13日(火)午後1時30分～

会場 中部地区会館405会議室(市役所4階)

結果発表 会場掲示(当日限り)・郵送通知(1月中旬予定、全員送付)

## 入居資格審査

1月下旬頃予定

審査に必要な書類を持参いただきます。

当せん

補欠

入居資格審査で失格者がいた場合

繰上げで資格審査を行います。

合格

## 入居手続

入居手続にあたって、使用料の2か月分の保証金(敷金)を納入していただきます。

## 入居

4月1日が入居許可日となる予定です。

入居許可日から15日以内に入居していただきます。

# ○ 申込資格

申込みには次の1～5の条件全てにあてはまることが必要です。

## 1 武蔵村山市に居住していること

- (1) 申込者本人が令和7年6月1日以前から継続して武蔵村山市内に居住する成年者であり、そのことが住民票で証明できること。  
※ 成年者には入居手続き時までに婚姻できる18歳未満の婚姻予定者を含みます。  
また、未成年者との婚約による申込みは入居資格審査時で未成年者の法定代理人(親)の同意が必要となります。
- (2) 外国人については、(1)を満たし、日本国に永住・定住することを認められていること。

## 2 所得が定められた基準の範囲内であること

申込世帯の所得合計が、家族数に応じた所得基準の範囲内であること。

→ 6～10ページを参照

## 3 同居親族がいること

原則として、一緒に住んでいる親族と申し込むこと。

※ 申込書提出後は、申込者・同居親族の変更はできません。(出生・死亡の場合を除く)

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は次のいずれかにあてはまる。  
ア 婚約者(入居手続き時までに婚姻できること。  
イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。  
ウ 独立して生計を営む申込者又はその配偶者の3親等内の血族又は姻族であること。
- (2) 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の夫(又は妻)」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査時にパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (4) 同居親族が外国人の場合、申込時点で住民登録がなされており、在留資格を住民票で確認できること。
- (5) 次のように家族を分離しての申込みはできません。  
ア 夫婦が別居する申込み。  
イ 結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。

## 4 現に住宅に困っていること

原則として自家所有者・公的住宅の入居者は申し込みができません。

※ 自家所有者：住宅又は土地の所有者を指し、共有持分のある方も含みます。  
公的住宅：UR賃貸住宅(旧公団住宅)・公社住宅・都民住宅・公営住宅を指します。

ただし、次の場合は申し込むことが可能です。

- (1) 自家所有者で次に該当する方。  
(同居予定親族に自家所有者がいる場合も含みます。)  
ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。  
→ 入居資格審査時に取りこわしの契約書等を確認します。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅又は土地の所有者でなくなる場合。

(滞納時、本人に帰責事由がある場合を除く。)

→ 入居資格審査時に所有権移転登記後の登記簿謄本等を確認します。

(2) 公的住宅の入居者で次に該当する方。

(ただし、名義人1人を残しての申込みはできません。)

ア お住まいの住宅の住戸専用面積（壁芯）が次ページの表の基準未満であること。

※ 壁芯：壁芯とは壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。

### 入居資格基準表

居住人数	住戸専用面積 (壁芯)	居住人数	住戸専用面積 (壁芯)
2人	30m <sup>2</sup> 未満	5人	57m <sup>2</sup> 未満
3人	40m <sup>2</sup> 未満	6人	66.5m <sup>2</sup> 未満
4人	50m <sup>2</sup> 未満	7人	76m <sup>2</sup> 未満

## 5 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ紹介する場合があります。

※ 暴力団員：「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

## ○ 申込みに当たっての注意

① 申込み後に住所が変わった場合、最寄りの郵便局に転居届を提出し、通知はがきを受け取れるようにしてください。

② 当せん者・補欠者となった後に住所が変わった場合、はがきに次の事項を記入の上、都市計画課開発・住宅係に郵送してください。

- ・抽せん番号
- ・新旧住所
- ・新しい郵便番号
- ・電話番号
- ・申込者名

③ 抽せん結果通知書が届かない場合、都市計画課開発・住宅係へお問合せください。

④ 申込みは1世帯につき1通です。以下の場合はすべての申込みが無効となります。

- ・1世帯で2通以上申し込んだ場合
- ・同一人の氏名を複数の申込書に記入した場合

※ 婚約者との申込みは婚約者を含めて1世帯となります。

・切手の貼り忘れや郵便料金不足、宛先不明等の場合、抽せん番号通知書は発送できません。

※ 申込書自体に不備がなければ抽せんは行います。

# ○ 所得関係

所得基準表

家族数 <sup>注1</sup>	差引所得金額 <sup>注2</sup>	
	一般区分	特別区分
2人	0~2,276,000円	0~2,948,000円
3人	0~2,656,000円	0~3,328,000円
4人	0~3,036,000円	0~3,708,000円
5人	0~3,416,000円	0~4,088,000円
6人	0~3,796,000円	0~4,468,000円
7人	0~4,176,000円	0~4,848,000円

※ 家族数が8人以上の世帯は1人増えるごとに38万円を加算してください。

特別区分に該当する世帯については11ページをご覧ください。

## 注1 家族数とは

$$\boxed{\text{家族数}} = \boxed{\text{申込者本人}} + \boxed{\text{同居親族}} + \boxed{\text{遠隔地扶養者}}$$

※ 遠隔地扶養者：申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で入居しない者。

※ 申込み時に出生していないければ、胎児は家族数に含めることはできません。

## 注2 差引所得金額とは

申込者及び同居親族の所得金額の合計（合計所得金額）から特別控除金額を引いたものです。  
※仕事は会社勤め・パート・アルバイト・事業・年金等を指します。

名前	所得金額	特別控除金額	差引所得金額
合計			

## --- 所得としないもの ---

### (1) 次の収入は0円とし、所得の計算に含めません。

仕送り、増加恩給、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的所得。

※ 増加恩給は、これに併給される普通恩給を含みます。

### (2) 現在失業中の方は、過去に収入があっても0円とします。

※ 人材派遣会社に登録されている方はその登録が抹消されていることが必要です。

### (3) 結婚又は出産のために令和7年12月末日までに退職することが申込み時に確定しており、かつ退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、現在収入があっても申込書に退職月を記入のうえ収入を0円とすることができます。

※ 人材派遣会社に登録されている方はその登録を抹消された日が退職年月日となります。

# 所得金額の確認方法

## ① 《源泉徴収票の貰える方》

(会社員・店員・パート・アルバイト等で令和6年1月1日以前から同じ勤務先の方)

### 令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る者	住 所 又 は 居 所	東京都武蔵村山市本町1-1-1										(受給者番号) (個人番号) (役職名)	
												氏 (フリガナ) 名	
		ムラヤマ タロウ 村山 太郎											
種 別		支 払 金 額			給 与 所 得 振 除 後 の 金 額 ( 調 整 振 除 後 )			所 得 振 除 の 額 の 合 計 額			源 泉 徴 収 税 額		
給与・賞与		内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	
		2 3 8 6	9	9 8	1 4 8 8	8	0 0						
(源泉)控除対象配偶者		配偶者(特別)			扶助家族状況			扶助家族の数			16歳未満 障害者の数 非		

・「給与所得控除後の金額(調整控除後)」が所得金額となります。

## ② 《確定申告をしている方》

(自営業・外交員・サービス業等で令和6年1月1日以前から同じ仕事の方)

所 得 金 額 等	事 営 業 等 ①										
	業 農 業 ②										
	不 動 産 ③										
	利 子 ④										
	配 当 ⑤										
	給 与 区分 ⑥										
	公 的 年 金 等 ⑦										
	業 务 ⑧										
	そ の 他 ⑨										
	⑦から⑨までの計 ⑩										
	総 合 譲 渡・一 時 ⑨ + { (⑦ + ⑨) × 1/2 }	⑪									
	合 計 ⑩から⑪までの計 + ⑪ + ⑫	⑫									

・図中の⑫から⑪を差し引いた額が  
所得金額となります。  
※青色申告されている方の所得は、  
⑨+青色申告特別控除額となります。  
※妻や子供を専業従事者としている場合、妻や子供の収入は給与収入となります。

## ③ 《年金を受給している方》

・9ページをご覧ください

## ④ 《その他の方》

・源泉徴収票の出ない方	⇒ 8ページへ
・現在の勤め先へ就職した日が令和6年1月2日以降の方	
・確定申告をしていない方	⇒ 9ページへ
・現在の仕事を始めた日が令和6年1月2日以降の方	
・病気などで1か月以上収入の無かった方	⇒ 8・9ページの注釈を ご確認ください

# 所得計算の方法(その1)

(会社員、日雇い、パート、アルバイト等の給与所得の方)

※ 給与所得でいう支払給与の総額(税込支給額)とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、残業手当などすべてを含んだ金額です。ただし、通勤手当(非課税分)などの非課税所得及び一時的な所得は収入となりません。

## ① 年収計算

次の(1)から(4)の中からあてはまるケースを選び、年収を計算します。

※ 病気、産休等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推計計算してください。

(1) 就職した日が令和6年1月1日以前で源泉徴収票の出ない方  
(令和6年1月～同年12月までの収入計と賞与計を合計します。)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和6年1月2日～同年12月1日までの方  
(令和6年12月～7年11月までの収入計と賞与計を合計します。)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が令和6年12月2日以降の方  
(就職した翌月から令和7年11月までの収入計を収入のあった月数で割り、それを12倍し、賞与計を足します。)

$$\boxed{\text{収入計}} \div \boxed{\text{収入のあった月数}} \times 12 \\ + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

年 月	税込支給額	賞 与
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合 計	収入計	賞 与 計

(4) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

(基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍します。)

$$\boxed{\text{固定的給料}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

## ② 年収の所得金額換算

年収額欄に自分の年収をあてはめ、表で所得金額に換算してください。

年収額	換算した所得金額	
550,999円まで	0円	
551,000～1,618,999円	(年収) - 550,000円	
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000～1,803,999円	(年収) ÷ 4 の千円	(B) × 2.4 + 100,000円
1,804,000～3,603,999円	未満を切り捨てた額	(B) × 2.8 - 80,000円
3,604,000～6,599,999円	= (B)	(B) × 3.2 - 440,000円
6,600,000～8,499,999円	(年収) × 0.9 - 1,100,000円の小数点以下切り捨てた額	

## 所得計算の方法(その2)

(外交員、自営業、サービス業等のその他の所得の方)

※ その他の所得とは事業所得、利子所得、配当所得、雑所得（公的年金を含む）などをいいます。例えば外交員、自営業、サービス業等の方の収入で、売上等から必要経費等を差し引いた金額です。

### ① 推定所得計算

次の(1)から(3)の中からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

※ 病気、産休等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推計計算してください。

(1) 現在の仕事を始めた日が令和6年1月1日以前で、  
確定申告をしていない方

(令和6年1月～同年12月までの収入計から必要経費計を  
差し引きます。)

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{推定所得金額}}$$

(2) 現在の仕事を始めた日が令和6年1月2日～  
同年12月1日までの方

(令和6年12月～7年11月までの収入計から必要経費計  
を差し引きます。)

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{推定所得金額}}$$

(3) 現在の仕事を始めた日が令和6年12月2日以  
降の方

(現在の仕事を始めた翌月から令和7年11月までの収入計  
から必要経費計を差し引いたあと、営業した月数で割り、  
12倍します。)

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} \times 12 = \boxed{\text{推定所得金額}}$$

営業した月数  
[ ]

働いた月	収入金額	必要経費
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合 計	収入計	必要経費計
 推定所得金額	= [ ]	- [ ]

### ② 公的年金を受給している方

公的年金収入額欄に自分の公的年金収入をあてはめ、所得金額に換算してください。

受給者年齢	公的年金収入額	換算した所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円
	1,100,001～3,299,999円	年金収入額-1,100,000円
	3,300,000～4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円
	4,100,000～7,699,999円	年金収入額×0.85-685,000円
	7,700,000円以上	年金収入額×0.95-1,455,000円
65歳未満	600,000円まで	0円
	600,001～1,299,999円	年金収入額-600,000円
	1,300,000～4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円
	4,100,000～7,699,999円	年金収入額×0.85-685,000円
	7,700,000円以上	年金収入額×0.95-1,455,000円

※再就職等により年金の他に収入がある方は、それぞれの所得を計算した上で合計してください。

## 特 別 控 除

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、合計所得金額からそれぞれの特別控除金額を差し引きます。

### ① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの

(申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
⑦ 老 人 扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方
① 特 定 扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族で16歳以上23歳未満の方 (ただし配偶者を除く。)
⑨ 障害者 控 除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 (障害年金等の受給で、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級~6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症~第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方
⑩ 特 別 障害者 控 除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 (障害年金等の受給で、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級~2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症~第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方

※ ⑨と⑩を併用することはできません。

※ 70歳以上の方とは、昭和30年12月13日以前生まれの方

※ 16歳以上23歳未満の方とは、平成14年12月2日~21年12月13日生まれの方

※ 65歳以上の方とは、昭和35年12月13日以前生まれの方

①の特別控除金額の合計   万円 → 6ページの特別控除金額へ

### ② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

(申込者、同居親族が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
⑪ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後に婚姻をしていない方で次の全てに当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後に婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方
⑫ ひとり親 控 除	35万円	現に婚姻をしていない方、又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の全てに当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

※ ⑪と⑫を併用することはできません。

※ 所得が表に定めた特別控除金額に満たない場合は、所得金額と同額のみを差し引きます。

※ 表中の「婚姻」は、事実婚を含みます。

※ 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者又は扶養親族でないこと、  
及び年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

## **特 別 区 分**

所得基準表の特別区分に該当する世帯とは

### **1 心身障害者を含む世帯**

申込者本人又は同居親族が次のいずれかにあてはまること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ 重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者

（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

### **2 原子爆弾被爆者を含む世帯**

申込者本人又は同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

### **3 海外からの引揚者を含む世帯**

申込者本人又は同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。

### **4 60歳以上の世帯**

申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が60歳以上もしくは18歳未満のいずれかにあてはまること。

※ 60歳以上の方とは、昭和40年12月13日以前の生まれの方

※ 18歳未満の方とは、平成19年12月2日以降生まれの方

### **5 ハンセン病療養所入所者等を含む世帯**

申込者本人又は同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所の長等の証明書で証明できること。

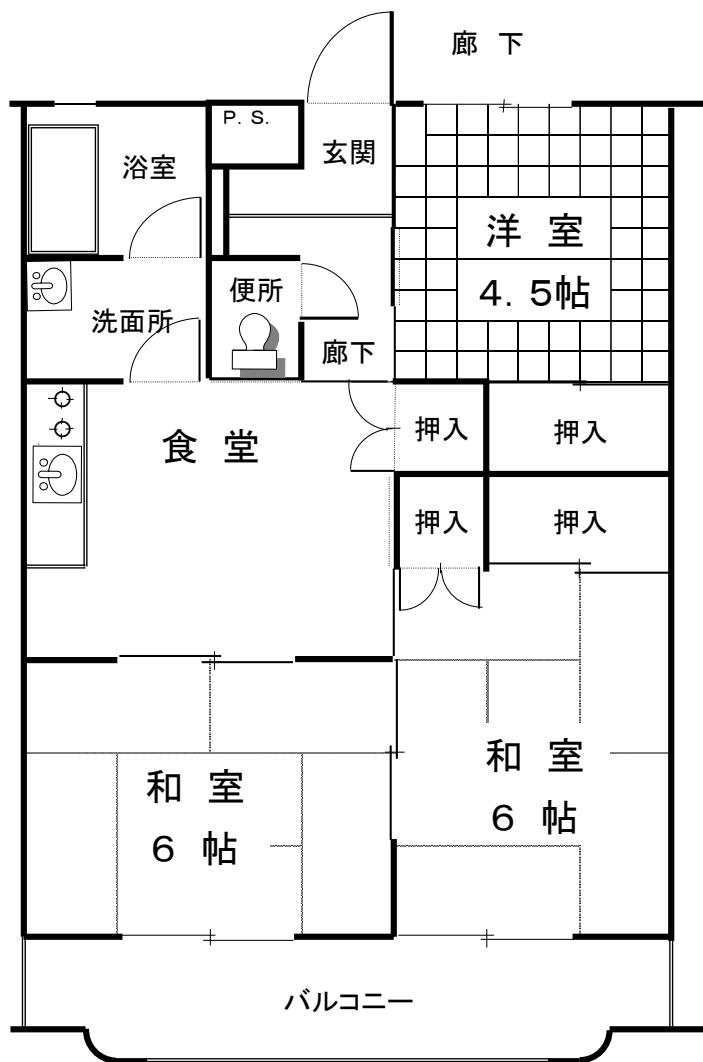
### **6 高校終了期までの子どものいる世帯**

同居親族に18歳未満の方、又は18歳に達した日から最初の3月31日までの間にある方がいること。

# ○ 募集住宅の概要

住 宅 名	所 在 地	構 造	募集戸数	間取り等 (専用面積m <sup>2</sup> )
部屋番号				
市営中央住宅 203	武藏村山市中央 二丁目 49 番地の 1	鉄筋コンクリート造 2階建	1 戸	和 6・和 6・洋 4.5・DK (56.43)

## 標準間取り



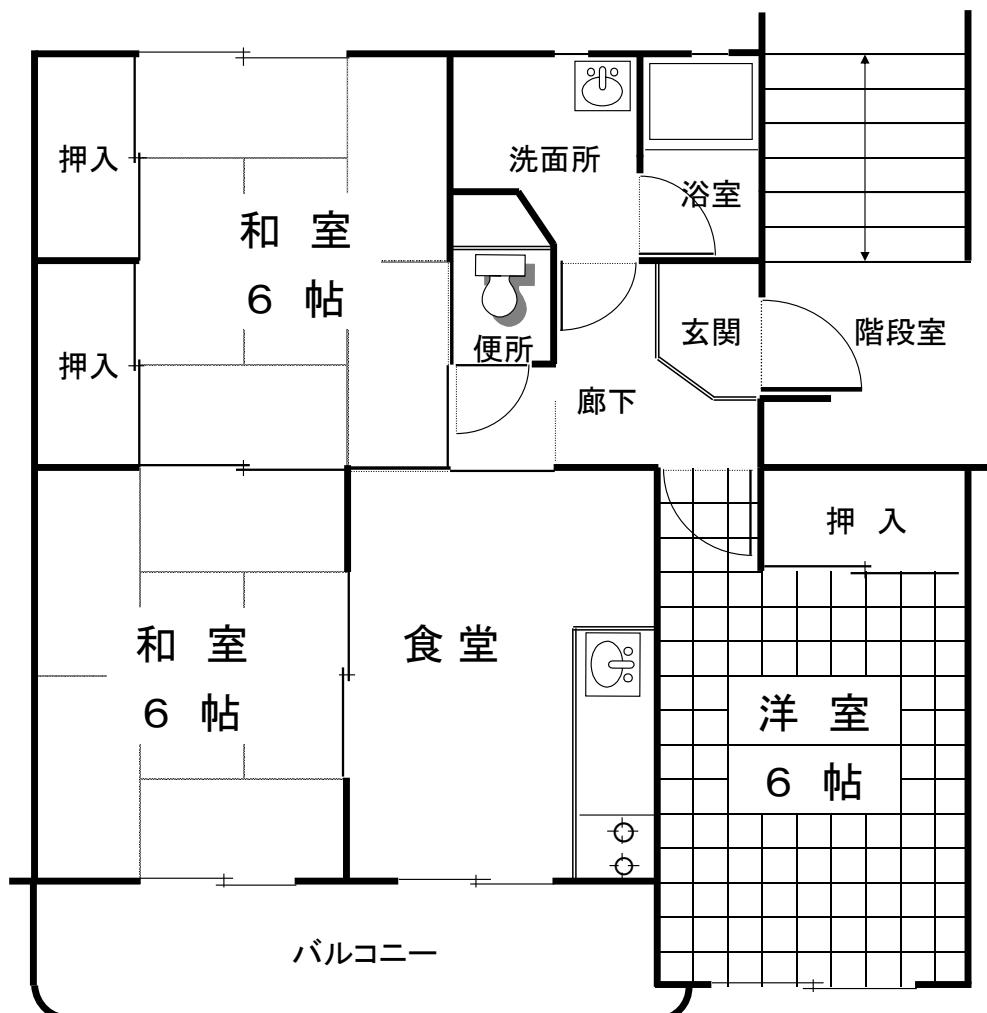
上記は標準的な間取りです。窓の位置が異なる場合があります。

## 注意事項

- 1 この住宅では、家賃のほか、住宅の階段灯、廊下灯などの電気使用料等居住者の皆さんで負担していただく費用があります。
- 2 犬や猫などの動物の飼育は、禁止しています。
- 3 この住宅の和室2室、洋室1室、食堂は照明器具が取り付けてありませんので、各自用意願います。

住 宅 名	所 在 地	構 造	募 集 戸 数	間取り等 (専用面積m <sup>2</sup> )
部屋番号				
市営三ツ木住宅 1-202	武蔵村山市三ツ木 五丁目 32 番地の 1	鉄筋コンクリート造 2階建	1 戸	和 6・和 6・洋 6・DK (60.69)

### 標準間取り



上記は標準的な間取りです。窓の位置が異なる場合があります。

### 注意事項

- 1 この住宅では、家賃のほか、住宅の階段灯、廊下灯などの電気使用料等居住者の皆さんで負担していただく費用があります。
- 2 犬や猫などの動物の飼育は、禁止しています。
- 3 この住宅の和室2室、洋室1室、食堂は照明器具が取り付けてありませんので、各自用意願います。

# ○ 記入例

(表)  
市 営 住 宅 入 居 申 込 書

## 申込書記入例

令和 7 年 12 月 6 日

武蔵村山市長 殿

住 所 武蔵村山市 本町1-1-1

氏 名 村山 太郎

電 話 042(565)1111

武蔵村山市営住宅条例に基づく市営住宅に入居したいので、申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、希望する住宅名を消されても異議ないことを誓約いたします。

また、入居後、私が暴力団員であることが判明した場合は、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

入居希望住宅	市 営	中 央	住 宅	第 203 号	
		三ツ木			

### 世帯員の構成

氏名 生年月日	続柄	個人番号	職業	所得金額	勤務先
村山 太郎 昭和 37 年 12 月 13 日生	本人	123456789123	自営業	円 1,888,800	名称 ○○○○ 所在地 ××市○○町△一〇 電話 042(565)1111 就職(開業) 平成 25 年 1 月 15 日
村山 花子 昭和 41 年 6 月 7 日生	妻	234567891234	無職	円 0	名称 所在地 電話 ( ) 就職(開業) 年 月 日
年 月 日生				円	名称 所在地 電話 ( ) 就職(開業) 年 月 日
年 月 日生				円	名称 所在地 電話 ( ) 就職(開業) 年 月 日
年 月 日生				円	名称 所在地 電話 ( ) 就職(開業) 年 月 日
計 2 人	合計所得金額			1,888,800	入居しない所得税法上の扶養親族 氏名 続柄 年齢 住所
	特別控除金額			0	
	差引所得金額			1,888,800	

特別控除対象者について、記入してください。

氏名	種類
	老人扶養控除、特定扶養控除、寡婦（寡夫）、障害者控除、特別障害者控除
	老人扶養控除、特定扶養控除、寡婦（寡夫）、障害者控除、特別障害者控除

現在のお住まいの住宅等の状況について、記入してください。

住宅の種類	1 貸貸アパート・貸貸マンション 2 戸建ての借家 3 自分の持家 4 社宅・寮 5 親族の持家 6 都営住宅 7 市営住宅 8 その他
間取り	( 1 ) K・DK・LDK 各部屋の畳数 ( 6畳、畳、畳、畳、畳、畳 )
家賃	月額 <b>75,000</b> 円 (共益費、駐車場料金等を除く。)

市営住宅に入居しようとする世帯員の中に、土地や建物の所有者はいますか。○を付けてください。

- 1 土地又は建物の所有者はいません  2 土地又は建物の所有者がいます。

住宅に困窮している理由について、該当するものに○をつけ、又は( )に記入していくください。

- 1 住宅以外の建物又は場所に居住している。  
 2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住居に居住している。  
 3 他の世帯と同居して著しく生活の不便を受けている(間借り及び雑居を含む。)。  
 4 同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予定者を含む。)があるが分散して生活している。  
 5 現在の住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から不適当な居住状態にある。  
 6 正当な理由による立ち退き要求を受けているが、適当な立ち退き先がない(自己の責めに帰すべき理由による場合を除く。)。  
 7 収入に比して著しく過重な家賃の支払をしている。  
 8 その他の理由(要点を簡略に記入してください。)  
 ( )

審  
查  
蘭

## はがき記入例

郵便はがき

く必 85  
だず 円  
さ貼 切  
い。 手  
て を

2 0 8 0 0 0 4

住所	東京都 武藏村山市 本町1-1-1 様方（荘）
----	-------------------------------

氏名	村山 太郎 様
----	---------

〒208-8501

武藏村山市本町一丁目1番地の1  
武藏村山市役所都市整備部都市計画課

抽せん番号	番
-------	---

\* 太線内を書いてください。

郵便はがき

く必 85  
だず 円  
さ貼 切  
い。 手  
て を

2 0 8 0 0 0 4

住所	東京都 武藏村山市 本町1-1-1 様方（荘）
----	-------------------------------

氏名	村山 太郎 様
----	---------

〒208-8501

武藏村山市本町一丁目1番地の1  
武藏村山市役所都市整備部都市計画課

抽せん番号	番
-------	---

\* 太線内を書いてください。

はがきは表面のみ記入をお願いします。

外側にして  
折つてく  
ださ  
い

## ○ 申込書の送付方法

### ① 申込書及びはがきに必要事項を記入してください。

14~16ページの記入例を参照。

申込書の所得金額については6~11ページを参照して算出してください。

### ② はがきの2か所に85円切手をそれぞれ貼ってください。

上部記載のはがきの記入例を参照。

### ③ 申込用封筒に申込書及び切手を貼ったはがきを入れて封をしてください。

### ④ 申込用封筒に110円切手を1枚貼ってポストに投函してください。

※令和7年12月1日~12月12日の消印があるものに限り、申込みを受け付けます。